

まこと介護医療院 事業転換説明会資料

作成：まこと老人保健施設 支援相談員

介護老人保健施設とは (以後、老健と表記)

- ▶ 介護老人保健施設は、**要介護高齢者にリハビリ等を提供し、在宅復帰・在宅支援を目指す施設**です。
- ▶ 要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする

2

介護医療院とは (以後、医療院と表記)

- ▶ 介護医療院は、**要介護高齢者の長期療養・生活のための施設**です
- ▶ 要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする

3

つまり

- ▶ 老健も医療院も「医療」「看護」「介護」「リハビリ」を提供する介護施設です
- ▶ ただし、提供する目的が異なります
 - ▶ 老健 = 自宅へ帰るため
 - ▶ 医療院 = 長期的な療養が必要なため

4

なぜ医療院に転換するのか その1

- ▶ 医学的管理が必要な要介護者は増加しており、より安定した**医療と生活支援**を提供する施設が求められています
- ▶ 法人としてこの課題に応えるため、**次の居場所を探ることなく**、安心して長期療養を送っていただける施設への転換に踏み切りました

5

なぜ医療院に転換するのか その2

- ▶ まこと老健では長年にわたり、認知症により介護が必要な方を中心に受け入れを行って参りました
- ▶ 認知症ケアに対する現行の介護報酬基準では安定したサービス提供の継続が困難と判断し、苦渋の決断ではございますが、運営方針を見直すことにいたしました

6

何が変わるのか

- | | |
|---------|-------|
| ①生活環境 | ②職員配置 |
| ③医療提供体制 | ④リハビリ |
| ⑤利用料金 | ⑥利用者像 |

7

①生活環境の変化 その1

- ▶ 医療院は「**利用者の尊厳の保持**」を理念に掲げます
- ▶ プライバシー保護を目的に全ての4人部屋へベッドが隣り合う間にパーティションを設置します



↑ 写真はイメージです ↑

8

①生活環境の変化 その2

- ▶ 3階・4階の全てのお部屋にナースコールが設置されます
- ▶ 4階に限り、全てのお部屋に小型のチェストが設置されます

9

②職員配置の変化

- ▶ 看護師を新たに**7名採用**します
- ▶ 日中に勤務する看護師の人数が老健に比べて2~3名多くなり、医療的なケアを必要とされる方々への対応、日々の体調観察及び処置等を一層手厚く提供していくことが可能となります

10

③医療提供体制の変化 その1

- ▶ 医療院は長期療養のための生活の場であり、**治療を行うための施設ではありません**
- ▶ 体調不良時は利用者様の負担にならない範囲で**症状緩和に努め**（水分補給の点滴・解熱剤の使用・抗生剤の使用など）、自然な経過で最期を迎えていただくことが基本方針です
- ▶ ただし、老健同様に**使用できる薬剤や医療設備は限られます**

11

③医療提供体制の変化 その2

- ▶ **明らかに治療が必要な場合や緊急時を除き、医療機関への受診や通院は原則行いません**
※骨折等の**専門的な治療や入院を必要とする場合は**今後も受診していただきます
- ▶ 体調悪化時、積極的に医療機関へ受診し、検査・治療を希望される場合には、**他の介護施設等へのご移動**をお願いする場合があります

12

④リハビリの変化

- ▶ 入所から3か月以上が経過した方であっても、希望に応じて**週3回以上**のリハビリが実施できるようになります
※老健では週2回までと定められています
- ▶ ただし、1回20分のリハビリを実施するごとに**123円**（※介護保険負担割合1割の場合）の料金が発生します

13

⑤利用料金の変化について その1

- ▶ 介護度や収入・預貯金等の状況により異なりますが、**値上がりします**
- ▶ 別紙料金表をご確認ください
- ▶ **令和7年8月から**介護保険制度の見直しに伴い、**4人部屋のみ**居住費の負担が月額約8,000円値上がりする予定です（対象は介護保険負担限度額認定証をお持ちでない方）

14

⑤利用料金の変化について その2

- ▶ 特定医療費（指定難病）受給者証や被爆者手帳をお持ちの方はご提示によりご利用料金が**一部減免**されます
- ▶ 指定難病の具体例
パーキンソン病、サルコイドーシス、進行性核上性麻痺、ハンチントン病など

15

⑤特定医療費受給者証の例

特定医療費（指定難病）受給者証		指定医療機関	
※療養費番号	*****	難病法に基づき指定された指定医療機関	
受給者番号	*****		
受給者	氏名	***	
	生年月日	昭和**年**月**日	性別 *
	住所	***市***町***	
受給者	保険者	*****	
	健康保険証の記号番号	*****	適用区分 *
受給者	病名	*****	
	氏名		住所
受給者	住所		
	自由費との併用	月額 ** , ** * 円	負担区分 **
受給者	人工呼吸器等装着	両腕ひつち束縛	転倒予防
	***	***	***
受給者	受給者と同じ住所内にある指定難病又は1号難病に該当する指定難病の認定証		*
	有効期間	令和**年**月**日から令和**年**月**日まで	

16

指定医療機関	
難病法に基づき指定された指定医療機関	
<留意事項>	
・受診先が「難病法に基づき指定された指定医療機関」でない場合は、特定医療費の支給（医療費助成）の対象とはなりません。	
・「難病法に基づき指定された指定医療機関」であっても、本受給者証に記載された指定難病及び当該指定難病に付随して発生する病状に関する医療でなければ、特定医療費の支給（医療費助成）の対象とはなりません。	
経由保健所	***保健所
上記のとおり認定する。 令和**年**月**日	

⑥利用者像の変化

- ▶ 4月以降、新しく入所される方々の状態は徐々に変化していきます
- ・ 経管栄養（胃ろう、経鼻）の方
- ・ 寝たきりの方
- ・ 看取り目的の方

※現在ご利用中の皆様は、上記に該当されない方でも入所は継続していただけます

17

転換後のご利用意向確認について

- ▶ サービス提供方針及びご利用料金等、老健と異なる点が多々ございます
- ▶ 本日のご説明内容を踏まえ、ご利用継続について検討いただき、**2月末まで**に支援相談員へお知らせください
- ▶ ご相談、ご質問も個別に承ります
- ▶ 担当 2階・3階：宮本 4階：中村

18

ご利用を継続いただく場合のご案内

- ▶ 「まこと介護医療院」との**利用契約書類の記入**をお願いいたします
- ▶ ご記入の準備が整い次第、追ってご案内いたします（**2月下旬以降を予定**しております）

19

ご利用を希望されない場合のご案内

- ▶ 支援相談員が責任を持って他施設等へのご移動を支援いたします
- ▶ **法人内老健を含め**、ご希望を伺いながら行き先を提案いたします
- ▶ 大変恐縮ではございますが、移動先施設の空き状況や利用者様の状態により、円滑なご移動が困難な場合がございます

20

おわりに

- ▶ 転換に伴い利用者様、家族様にはご心配とご負担をお掛けすることとなり、大変心苦しい限りです
- ▶ 転換後もより良いサービス提供に努める所存でございます。何卒ご理解いただけますと幸いです
- ▶ お帰りの前にアンケートのご記入、ご提出にご協力をお願いいたします

21

質疑応答

- ▶ 個別のご質問（ご利用料金の具体的な金額など）には説明会終了後に対応いたします
- ▶ お配りしているアンケート用紙にご質問を記入いただければ別途お電話等で回答いたします

22